

## 決議案第 2 号

### 行財政改革推進調査特別委員会設置に関する決議

持続可能な行財政基盤の確立と市民福祉の向上を図るため、本市議会に必要な段階において、次の特別委員会を設置することとし、今後、本市の行財政改革を推進するための調査・研究活動をこれまで以上に充実し、強力に進める。

- 1 特別委員会の名称 行財政改革推進調査特別委員会
- 2 特別委員会に付託する調査・研究の内容
  - (1) 行財政改革推進にかかる財源確保の調査・研究に関すること
  - (2) 財政運営の健全化について
    - ① 行政組織機構の抜本的見直し
    - ② 財政の健全化
    - ③ 効率的な行政システムの確立
    - ④ デジタル化によるペーパーレス化による削減（会議・タブレット）
  - (3) 新行政システム推進計画について
    - ① 合併協定項目のうち未調整・継続分の検証
    - ② 主要事業の検証
    - ③ 事務・事業の一元化（働き方改革）の検証
  - (4) 外郭団体の見直しについて
  - (5) 市民本位の市政の実現について
    - ① 地域の一体化と地域協働のあり方
    - ② 情報公開の徹底による透明性の向上
    - ③ 行政サービスの向上と負担の公平
    - ④ 市民参加の市政のあり方
  - (6) 調査・研究にかかる市執行都との調整に関すること
  - (7) 行財政改革推進にかかる調査・研究にかかる報告書及び提言書作成に関すること
  - (8) その他、行財政改革推進にかかる調査・研究をおこない提言を行う。
- 3 特別委員会の調査

本市議会は、2に掲げる事件の調査を行うため、長浜市議会基本条例第15条第4項及び長浜市議会委員会条例第29条に規定する参考人の出席を積極的に求め、強力に調査するとともに、特別に調査する権限を必要に応じて特別委員会に委任する。
- 4 特別委員会の構成 正副議長を除く 9 名
- 5 調査の期限

2に掲げる事件の調査が終了するまで。なお、閉会中も継続審査することができる。

以上決議する。

令和 3 年 3 月 2 4 日

長浜市議会